

監査等実施要領

第1 趣旨

この要領は、神奈川県監査委員監査基準（令和2年監査委員公表第6号）の趣旨を踏まえ、神奈川県監査委員規程（令和2年監査委員告示第1号）第4条の規定に基づき、監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 監査等の実施内容

監査等の種類及びその実施内容等は次のとおりとする。

1 財務監査

(1) 監査対象 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

(2) 監査事項

- ア 予算執行の適否
- イ 収入の適否
- ウ 支出の適否
- エ 会計事務処理の適否
- オ 契約締結手続及び履行の適否
- カ 課税徴収事務の適否
- キ 工事執行の適否
- ク 補助金その他財政的援助の適否
- ケ 現金及び有価証券の出納保管の適否
- コ 財産の取得、管理及び処分の適否
- サ 庶務事務執行の適否
- シ その他必要と認める事項

(3) 実施方法

ア 財務監査（定期監査） 県の全ての所属を対象に、毎年、期日を定めて行う。

イ 財務監査（随時監査） 必要があると認めるときに、次の区分により行うものとし、監査を実施する箇所（以下「監査実施箇所」という。）、監査方法等については、代表監査委員がその都度定める。

(ア) 年度末財務監査 財務監査（定期監査）を対象年度の途中に実施した箇所において、当該監査実施後の財務の執行を中心に監査するもの。

(イ) 補完的財務監査 財務監査（定期監査）の結果、指摘等が認められた箇所において、その後の対応などを監査するもの。

(ウ) 特定財務監査 特定の財務に関する事務の執行について、財務監査（定期監査）とは別に監査するもの。

(エ) 臨時財務監査 (ア)から(ウ)までとは別に、臨時に監査するもの。

(4) その他 説明書の様式は別に定める。

2 行政監査

(1) 監査対象 事務の執行（1の(1)に定める監査対象を除く。）

(2) 監査事項

ア 事務事業執行の適否

イ 組織及び執行体制の当否

ウ その他必要と認める事項

(3) 実施方法 財務監査（定期監査）と併せて実施するほか、必要があると認めるときに、次の区分により行うものとし、監査実施箇所、監査方法等については、代表監査委員がその都度定める。

ア 特定行政監査 特定の事務の執行について監査するもの。

イ 臨時行政監査 アとは別に、臨時に監査するもの。

(4) その他 説明書の様式は別に定める。

3 財政援助団体等監査

(1) 監査対象 当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行

(2) 監査事項

ア 当該財政的援助等に係る事務事業の執行管理及びその会計処理の適否

イ 当該財政的援助等の受入返還の適否

ウ 当該財政的援助等の使途の適否

エ その他必要と認める事項

(3) その他 説明書の様式は別に定める。

4 決算審査

(1) 審査対象 一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の各会計に係る決算及び関係書類

(2) 審査事項

ア 一般会計及び特別会計

(ア) 決算計数（財産に関する調書の計数を含む。）の正確性

(イ) 予算管理（予算の補正、流用等）及び決算整理（不用額計上等）の的確

性

- (ウ) 決算の内容に関する意見の有無
- (エ) 財政状況に関する意見の有無
- (オ) その他必要と認める事項

イ 公営企業会計

- (ア) 決算計数の正確性及び決算表示の明瞭性
- (イ) 企業経済性の発揮及び公共の福祉の増進に関する意見の有無
- (ウ) 経営に関する意見の有無
- (エ) その他必要と認める事項

(3) その他 説明書の様式は別に定める。

5 指定金融機関等監査

(1) 監査対象 指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の取り扱う公金の収納又は支払の事務

(2) 監査事項

ア 公金の収納、支払等の事務処理の適否

イ 指定契約の履行の適否

ウ その他必要と認める事項

(3) 実施方法 必要があると認めるときに行うものとし、監査実施箇所、監査方法等については、その都度定める。

(4) その他 説明書の様式は別に定める。

6 例月出納検査

(1) 検査対象 会計管理者等の現金の出納事務

(2) 検査事項

ア 出納計数の正否

イ 出納事務及び出納手続の適否

ウ 現金の出納に係る事務処理の適否

エ その他必要と認める事項

(3) その他 説明書の様式は別に定める。

7 基金運用審査

(1) 審査対象 特定の目的のために定額の資金を運用するための基金について、その運用状況を示す書類

(2) 審査事項

ア 基金運用状況を示す書類の計数の正確性

イ 基金運用の確実性及び効率性

ウ その他必要と認める事項

8 健全化判断比率等審査

(1) 審査対象 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類

(2) 審査事項

ア 健全化判断比率及び資金不足比率の正確性

イ その他必要と認める事項

9 内部統制評価報告書審査

(1) 審査対象 知事が作成した内部統制評価報告書

(2) 審査事項

ア 知事による内部統制に係る評価手続の適否

イ 知事による内部統制に係る評価結果の適否

ウ その他必要と認める事項

(3) その他 審査に当たって必要な事項はその都度定める。

10 事務監査のための直接請求による監査 監査事項等については、請求の内容により、その都度定める。

11 議会の請求による監査 監査事項等については、請求の内容により、その都度定める。

12 知事の要求による監査 監査事項等については、要求の内容により、その都度定める。

13 住民監査請求による監査 監査事項等については、請求の内容により、その都度定める。

14 職員の賠償責任に関する監査 監査事項等については、請求の内容により、その都度定める。

第3 監査等の実施体制

1 監査委員は、監査を実施するに当たり、書記（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第200条第3項に規定する書記をいう。）に命じて、当該監査実施箇所に別に定める説明書の提出を求めさせ、並びに説明の聴取（電気通信回線を通じて聴取する場合を含む。）及び関係書類等の調査（以下「職員調査」という。）を行わせるものとする。

2 監査は、監査委員が、職員調査の結果について書記から復命を受けた後に又は

職員調査と同時に、当該監査実施箇所の長等から直接説明を聴取するとともに、必要に応じ、自ら関係書類、工事現場その他実物を調査する等の方法により実施するものとし、この方法による監査を「監査（甲）」という。ただし、特に必要があると認めるときは、直接説明を聴取することに代えて、当該監査実施箇所の長等に文書により照会し、回答を求める方法により監査（甲）を行うことができる。

3 監査委員は、2にかかわらず、職員調査の結果に基づき監査を実施することができるものとし、この方法による監査を「監査（乙）」という。

4 審査は、1から3までに準じて実施するものとする。ただし、健全化判断比率等審査及び内部統制評価報告書審査にあつては、監査（乙）の方法に準じて実施するものとする。

5 検査は、1から3までに準じて実施するものとし、2に準じて監査委員が自ら実施する方法による検査を「検査（甲）」といい、3に準じて職員調査の結果に基づき実施する方法による検査を「検査（乙）」という。

第4 監査等実施方針及び監査計画

1 監査等の実施に当たっては、毎年あらかじめ、監査等実施方針及び監査計画を定めるものとする。

2 監査計画には、毎年12月から翌年11月までに職員調査を開始する監査等（第5の1に掲げるものに限る。）について、監査等の種類ごとに、監査等の対象、時期、実施体制、監査及び検査の実施方法（（甲）又は（乙））別の箇所数のほか、必要に応じて重点項目等を毎年11月までに定める。

第5 監査等の時期等

1 監査等の時期は、おおむね次のとおりとする。

(1) 財務監査（定期監査） 12月から翌年9月まで

(2) 行政監査（財務監査（定期監査）と併せて実施するものに限る。） 12月から翌年9月まで

(3) 財政援助団体等監査 9月から翌年3月まで

(4) 決算審査

ア 一般会計及び特別会計を対象とするもの 6月から9月まで

イ 公営企業会計を対象とするもの 5月から8月まで

(5) 例月出納検査 毎月下旬

(6) 基金運用審査 6月から9月まで

- (7) 健全化判断比率等審査 7月から9月まで
- (8) 内部統制評価報告書審査 6月から10月まで
- 2 1に掲げる監査等について、監査等の対象とする期間は、次のとおりとする。
ただし、監査等の実施に当たり、必要があると認めるときはこの限りではない。
 - (1) 監査及び審査 12月から翌年3月までに実施する財務監査（定期監査）及び行政監査（財務監査（定期監査）と併せて実施するものに限る。）については、実施する月の属する会計年度とし、これ以外については、実施する月の属する会計年度の前会計年度とする。
 - (2) 検査 実施する月の前々月とする。
- 3 本庁機関（知事部局の本庁機関、企業庁の本庁機関、議会局、教育局の本庁、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、神奈川海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の事務局、選挙管理委員会並びに警察本部をいう。）の財務監査（定期監査）の際、決算審査を実施するものとする。

第6 監査の進行

- 1 監査の通知 監査等（財務監査、行政監査、財政援助団体等監査、指定金融機関等監査及び例月出納検査に限る。）の種類、監査実施単位（一つ又は複数の監査実施箇所から成る監査実行単位をいう。以下同じ。）又は監査実施箇所、監査実施日、監査及び検査の実施方法（（甲）又は（乙））、職員調査日並びに監査等（財務監査（定期監査）、行政監査（財務監査（定期監査）と併せて実施するものに限る。）、財政援助団体等監査、指定金融機関等監査及び例月出納検査に限る。）の説明書の提出期限を関係機関に通知するものとする。
- 2 職員調査
 - (1) 説明書等の内容を踏まえ、当該監査実施箇所の職員から説明の聴取（電気通信回線を通じて聴取する場合を含む。）、関係書類、帳簿の調査・照合、現場調査等の方法により行う。
 - (2) 出先機関の職員調査において、本庁機関が定める事務の取扱いに関して疑義があるときは、別に本庁機関の職員に確認することができる。
 - (3) 職員調査の結果は、速やかに監査委員に復命するものとする。
- 3 監査の実施
 - (1) 第3の2本文の規定により実施する監査（甲）は、原則として、監査実施単位又は監査実施箇所の長から幹部職員の紹介、説明書の説明を受けたのち質疑応答等を行うものとする。

- (2) (1)の監査（甲）に出席する者は、監査実施単位又は監査実施箇所の長及び主たる職員とする。ただし、次に掲げる関係機関の職員の出席を求めることができる。

ア 本庁機関については、所管局長又は副局長

イ 出先機関については、監査実施箇所を所管する機関の長又はその代理

ウ 財政援助団体等については、監査実施箇所に係る財政的援助等を所管する機関の長又はその代理

- (3) 監査（乙）については、職員調査終了後、講評を行うものとする。

- (4) その他の監査の実施については、その都度監査委員が協議して行う。

4 監査の結果

- (1) 監査（財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査をいう。4において同じ。）の結果、指摘（出先機関の監査における本庁機関に対する指摘を含む。）したもの（以下「指摘事項」という。）は「不適切事項」と「要改善事項」に区分して「監査の結果に関する報告」に記載する。

また、監査の結果に基づいて、組織及び運営の合理化に資するため、特に付言する必要がある場合には法第 199 条第 10 項の規定に基づき、組織及び運営の合理化に資するための意見（以下「合理化意見」という。）として「監査の結果に関する報告」に添えて提出する。このほか、指摘事項には至らないものの注意する必要があるものは「注意事項」とする。

- (2) 「不適切事項」とは、次のいずれかに該当すると認められる事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。

ア 法令等に違反すると認められる事案

イ 予算目的に反していると認められる事案

ウ 不経済な行為又は損害が生じていると認められる事案

エ 事務処理等が適切を欠くと認められる事案

- (3) 「要改善事項」とは、次のいずれかに該当する事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。

ア 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案

イ 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案

- (4) 「注意事項」とは、(2)のアからエまでに掲げる事案のうち、今後の事務事業の執行に当たって注意すべきもの及び(3)のア又はイのいずれかに該当する事案のうち、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要のないものをいう。

- (5) 監査の結果に関する報告における指摘事項のうち、知事等の執行機関において特に措置を講ずる必要があると認める事項については、当該執行機関に対して、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
- (6) 監査の結果（合理化意見及び(5)に基づく勧告の有無等を含む。）については、事務局長から所管局長等に通知する。
- 5 関係者への照会 監査について必要があるときは、関係者に照会し、文書により回答を求めることができる。
- 6 監査記録 監査記録には、主たる質疑事項等を記録するものとする。

第7 その他

- 1 災害その他特別の事情がある場合において、特に必要があると認めるときは、監査委員の合議により、この要領の規定と異なる取扱いをすることができる。
- 2 この要領に定めるもののほか、監査等の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 監査等実施要領（昭和54年監査委員協議会決定）は、廃止する。

附 則

この要領は、令和2年5月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年10月11日から施行する。ただし、令和4年の指定金融機関等監査にあっては、当該監査の時期については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和7年3月17日から施行する。